

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます！

「障害者差別解消法」は、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めています。

令和6年4月1日には「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が、『努力義務』から『義務』になります。

合理的配慮の提供とは

行政機関等や事業者にも、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮

車椅子利用者のために、段差に携帯スロープを渡す。

飲食店で車椅子のまま着席したい人のために、車椅子のまま着席できるスペースを確保する。



ルール・慣行の柔軟な変更

文字の読み書きに時間がかかる人がセミナー等に参加する際、ホワイトボードを書き写す代わりに、スマートフォン等でホワイトボードを撮影できることとする。



意思疎通への配慮

難聴の人に対して、筆談やコミュニケーションボード等を用いて対応する。

窓口で順番を知らせるときには、アナウンスだけでなく身振りなどによっても伝える。



内閣府 HP「<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>」リーフレット、合理的配慮等具体例データ集より

チェック☑

合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等が話し合っ、共に解決策を検討していく「建設的対話」が重要です。

障害のある人からの申出への対応が難しい場合でも、障害のある人と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替りの手段を見つけていくことができます。

<障害者差別解消法に関する相談窓口> 県障害福祉課
電話：073-441-2530 FAX：073-432-5567 メール：e0404001@pref.wakayama.lg.jp

★お知らせ★

県においても、令和5年12月26日に「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が公布され、一部が施行されました。

内容についてのお問い合わせは
県人権施策推進課まで
☎073-441-2566

